

議 案 第 17 号

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年9月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

財団法人松戸市都市整備公社が解散し、清算を結了したこと並びに財団法人松戸市国際交流協会及び財団法人千葉県建設技術センターが公益財団法人に移行したことに伴い、条例の規定を整備するため。

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 公益財団法人松戸市国際交流協会

第2条第5号を次のように改める。

(5) 公益財団法人千葉県建設技術センター

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の次に1号を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。